

支給認定子どもに係る利用者負担額（２号認定及び３号認定）

※ 令和元年１０月１日から、幼児教育・保育の無償化により、第２号認定の利用者負担はなくなりました。

各月初日の在籍児童が属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月 額)			
階層	定義		3号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳以上児)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯含む）		円 0	円 0	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C 1	市町村民税均等割		7,000	7,000	0	0
C 2	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	24,300円未満	8,300	8,100	0	0
C 3		24,300円以上 48,600円未満	9,300	9,100	0	0
C 4		48,600円以上 60,700円未満	11,000	10,800	0	0
C 5		60,700円以上 72,800円未満	12,600	12,300	0	0
C 6		72,800円以上 84,900円未満	14,000	13,700	0	0
C 7		84,900円以上 97,000円未満	19,400	19,000	0	0
C 8		97,000円以上 115,000円未満	22,800	22,400	0	0
C 9		115,000円以上 133,000円未満	29,400	28,900	0	0
C 10		133,000円以上 151,000円未満	34,900	34,300	0	0
C 11		151,000円以上 169,000円未満	39,600	38,900	0	0
C 12		169,000円以上 202,000円未満	42,900	42,100	0	0
C 13		202,000円以上 235,000円未満	45,700	44,900	0	0
C 14		235,000円以上 268,000円未満	47,300	46,400	0	0

C15	268,000円以上 301,000円未満	48,200	47,400	0	0
C16	301,000円以上 333,000円未満	51,900	51,000	0	0
C17	333,000円以上 365,000円未満	55,900	54,900	0	0
C18	365,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900	0	0
C19	397,000円以上	68,600	67,400	0	0

備考

- 1 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、C1からC3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を1,000円減とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯
- 2 この表における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが、複数人同時に幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは地域型保育給付の対象事業を利用している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 4 利用者負担額は、月額によって決定するものとし、その負担する月額は、各月初日（月の中途で入所した児童にあっては、その入所した日）における入所児童の属する世帯につき、この表の定義によって定める利用者負担額により算定した額とする。